会議名
厚生·文教常任委員会

日時 令和3年3月24日(水)午後2時35分~午後2時40分

場所 第2·第3委員会室

出席議員 委員長 大野慎治 副委員長 井上真砂美 委 員 鬼頭博和

委員黒川武委員須藤智子委員伊藤隆信

委 員 木村冬樹

説明員 健康福祉部長 山北由美子、教育こども未来部長 長谷川忍

行政課長 佐野剛、同主幹 兼松英知、市民窓口課長 近藤玲子、同統括主査 丹

羽真伸、子育て支援課長 西井上剛

事務局出席 議会事務局長 丹羽至、同主任 高野真理子

付議事件及び審議結果

議案番号	事件名	採決結果
議案第 43 号	岩倉市母子・父子家庭医療費支給条例の一部改正について	全員賛成
		原案可決
議案第 44 号	岩倉市国民健康保険条例の一部改正について	全員賛成
		原案可決

◎委員長(大野慎治君) ただいまから厚生・文教常任委員会を開催いたします。

当委員会に付託されました案件は、議案2件であります。これらの案件を 逐次議題といたします。

それでは、議案の審査に入ります。

初めに議案第43号「岩倉市母子・父子家庭医療費支給条例の一部改正について」を議題といたします。

当局の説明はいかがいたしましょうか。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

- ◎委員長(大野慎治君) 当局の説明を省略し、直ちに質疑に入ります。 質疑はございませんか。
- ◎委員(木村冬樹君) 今回の条例の一部改正に直接影響することではないんですが、今回の母子・父子家庭医療の医療費の支給に関して、所得制限で準用している児童扶養手当のほうが、制度変更があるということで説明がされております。

それで、担当課はちょっと違うところだと思いますが、児童扶養手当への影響、支給制限を行う所得の範囲に、非課税所得である障害年金等を含めるということになりますので、多少の影響があるのかなと思いますが、そういった点での影響が、分かる範囲で教えて頂ければと思います。

◎子育て支援課長兼地域交流センター長(西井上 剛君) 今回の児童扶養手当法及び施行令のほうの改正のほうは、障害基礎年金を受給している人が併給できるようになるというところで、年金部分が、障害基礎年金につきましては本体部分というところと、子の加算部分というところがございまして、それを合わせた月額と、児童扶養手当で受給できる月額を比較して、児童扶養手当よりも少ない場合、要はその差額部分が受給できるというものでありましたが、本体を合わせるとほとんどの方が児童扶養手当額よりも上回っていたということで、受給できていない人ばかりと。それが、子の加算部分だけということになりますと、受給できるようになるというための措置というところになっております。ただ、それをやるに伴いまして、支給制限のほうの所得の算定も、その部分の年金は課税所得とみなして計算をしようというものでございます。もともとが年金のほうが上回っていてもらえなかった方々が、もらえるようになるというところでございます。年金所得のほうは、そちらを課税にして計算したとしても、ほとんどが結果としては支給額を超

えるということは岩倉の場合はございませんので、影響と言うところでは、 もらえる方が増えるという理解でいただきたいと思います。

よろしくお願いします。

◎委員長(大野慎治君) ほかに質疑はございませんか。

〔挙手する者なし〕

◎委員長(大野慎治君) ないようですので、質疑を終結します。

お諮りします。

委員間討議を省略したいと思いますが、御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

◎委員長(大野慎治君) 異議なしと認め、委員間討議を省略いたします。

次に、議案に対する討論に入ります。

討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

◎委員長(大野慎治君) 討論はないようですので、直ちに採決に入ります。 議案第43号「岩倉市母子・父子家庭医療費支給条例の一部改正について」、 賛成の委員の挙手を求めます。

「替成者举手〕

◎委員長(大野慎治君) 挙手全員であります。

採決の結果、議案第43号は全員賛成により原案のとおり可決すべきものと 決しました。

次に、議案第44号「岩倉市国民健康保険条例の一部改正について」を議題 といたします。

当局の説明はいかがいたしましょうか。

[「省略」と呼ぶ者あり]

◎委員長(大野慎治君) 当局の説明を省略し、直ちに質疑に入ります。 質疑はございませんか。

「挙手する者なし〕

◎委員長(大野慎治君) ないようですので、質疑を終結します。 お諮りします。

委員間討議を省略したいと思いますが、御異議ございませんか。

「「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長(大野慎治君) 異議なしと認め、委員間討議を省略します。

次に、議案に対する討論に入ります。

討論はございませんか。

[挙手する者なし]

◎委員長(大野慎治君) 討論はないようですので、直ちに採決に入ります。 議案第44号「岩倉市国民健康保険条例の一部改正について」、賛成の委員 の挙手を求めます。

[賛成者举手]

◎委員長(大野慎治君) 挙手全員であります。

採決の結果、議案第44号は全員賛成により原案のとおり可決すべきものと 決しました。

当委員会に付託された案件は全て議了いたしました。

なお、本日の委員長報告の文案につきましては、正・副委員長に御一任願いたいと思いますが、御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

◎委員長(大野慎治君) 異議なしと認め、そのように決しました。

以上で厚生・文教常任委員会を閉会いたします。お疲れさまでした。ありがとうございました。